

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各 1 枚ずつ配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があった場合を除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 90 分です。
- VII 民法の問題は 1 ページ、商法の問題は 2 ページにあります。

民 法

〔問題〕

いわゆる「代理権の濫用」につき論じなさい。民法の条文を引用するとき、改正民法は新〇〇条、現行民法は〇〇条とそれぞれ表記しなさい。

商 法

〔問題〕

指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社において、次の事項のうち、①を取締役会の権限とし、②を株主総会の権限とすることの可否について論じなさい。

- ①事業の全部または重要な一部の譲渡の決定
- ②代表取締役の選定および解職